

秋田市農林だより

秋田市農林だより第10号
 編集発行 秋田市産業振興部産業企画課
 住 所 秋田市山王一丁目1番1号
 T E L (018) 888-5722
 F A X (018) 888-5723

◇ 農業振興地域整備計画の見直しと農用地区域からの除外等に関する申し出受付の一時休止について

「農業振興地域整備計画」の全体見直しを、平成29年度までの2か年で行います。農業振興地域整備計画は、おおむね10年後を見通して農地として利用すべき土地（農用地区域）を定める「農用地利用計画」と、農業振興に関する各種施策計画について定める「マスタープラン」の2本柱で構成されます。この見直しに伴い、農用地区域からの除外等に関する申し出受付を休止しています。

▼一時休止期間▼

平成28年7月1日(金)から平成29年11月30日(木)

◆農用地区域のメリット

- ・農業生産基盤整備事業などの各種補助事業が優先的・集中的に実施されるほか、多面的機能支払交付金の対象地として交付金が受けられます。
- ・固定資産税や相続税、譲渡所得特別控除等の税制上の優遇措置が受けられます。

※見直し作業の進捗状況により、休止期間を変更する場合があります。見直し作業終了後、速やかに受付を再開する予定です。

[お問い合わせ] 農業農村振興課 人・農地担当 TEL 888-5735

◇ 平成29年度新規就農研修生（定員10名）を募集！

秋田市園芸振興センターでは、園芸作物(野菜・花き)の担い手を育成するため、新規就農研修を実施しています。

研修期間は平成29年4月から平成31年3月までの2年間で、研修期間中は研修奨励金を受給することができます。

▼募集期間

平成28年11月11日(金)まで

▼受講資格

以下の要件を全て満たす者

- ①園芸(野菜・花き)の経営を志し、研修終了後1年以内に市内で独立・自営就農、又は雇用就農が確実に見込まれるかた
- ②申請時の年齢が50歳以下のかた

▼応募方法

所定の申請書等に必要事項を記入の上、下記お申し込み先へ持参又は郵送

▼選考方法

書類審査、面接試験により決定



研修風景

[お申し込み・お問い合わせ]

園芸振興センター 研修・指導担当 TEL 838-0278
 住所 秋田市仁井田字小中島111番地1

◇ 園芸作物の生産施設・機械等導入支援事業のお知らせ

園芸作物の生産農家や新たに取り組む農業者のみなさんにお知らせです。

新たに販売を目的に園芸作物の栽培に取り組もうとする場合や、栽培規模を拡大しようとする場合に必要な園芸用生産施設等の導入費用の一部を助成します。

▼補助対象および補助率

- ①園芸専用機械 1 / 3 以内
- ②園芸用パイプハウスならびに附帯設備 (周年栽培用) 1 / 2 以内

[お問い合わせ] 園芸振興センター 園芸振興担当 TEL 838-0278

◇ 地産地消直売活動の参加者を募集しています

秋田市地産地消推進協議会は、地産地消の推進や地場農産物等の販売促進のための農産物直売活動などを行っています。

協議会では、新鮮で安全安心な地場農産物や地場農産物を使った加工品等を提供できる農家や団体を募集しています。

地産地消活動や消費者との交流に興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

[お問い合わせ] 農業農村振興課 生産振興担当 TEL 888-5738

◇ 農地中間管理事業を活用しよう

～農地を貸すメリット～

1 賃料の振込も安心!

賃料(地代)は、農地中間管理機構から確実に振り込まれます。

2 受け手を農地中間管理機構がマッチング!

農地中間管理機構が、意欲ある担い手(借り手)を探します。

3 農地は返却されます!

貸付期間終了後、農地は必ず返ってきます。

(希望に応じて継続貸付もできます)

4 税金のことも安心!

贈与税・相続税の納税猶予はそのままです。

農業者年金制度の経営移譲・経営継承にも該当します。

5 協力金が交付されます!

要件を満たせば、協力金が交付されます。

(※要件の詳細はお問い合わせください)



[お問い合わせ] 農業農村振興課 人・農地担当 TEL 888-5735